

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和4年12月21日(水) 午後2時40分～午後2時56分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 井上真砂美 副委員長 大野慎治 委員 梅村 均
委員 鬼頭博和 委員 水野忠三 委員 黒川 武
委員 梶谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 奥井博昭
秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第94号	岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第95号	地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第96号	岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第97号	岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第98号	地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

総務・産業建設常任委員会（令和4年12月21日）

◎委員長（井上真砂美君） ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案5件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

それでは当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 追加で5本の条例改正についてお願いをしております。この条例改正につきまして、議員の皆様、それから特別職、全ての職員、全ての会計年度任用職員に関わる議案で、影響は800人近くに及ぶものでございますけども、丁寧に答弁をして参りたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第94号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点、12月の期末手当の支給月数の変更、議員だけではなく特別職も職員も変わりますが、今回の月数変わったことによって、支給日はいつになるのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 職員と特別職、議員さんについては、12月の28日を予定をしております。会計年度任用職員については、年が明けて1月10日を予定をしております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結致します。

次に委員間討議に入ります。発言する委員は挙手をお願いします。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第94号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 全員賛成であります。

採決の結果、議案第94号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第95号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 別表第1を改めるということですが、報酬月額を平均0.3%引き上げということで、この0.3%という数値にされた理由を確認させてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今回人事院勧告を受けまして、国家公務員の給料表についても改定をされております。本市の給料表につきましては国家公務員のものに準じております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結致します。

次に委員間討議に入ります。発言する委員は挙手をお願いします。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、委員間討議を終結致します。

次に、議案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討論を省略したいと思います。異議ございませんか。

討論を終結し、採決に入ります。

議案第95号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第95号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第96号「岩倉市特別職の職員の給料に関する条例の一部改正について」を審査いたします。

当局の説明を省略したいと思いますのですが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑がありましたらよろしくお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結し、委員間討議はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討議を終結し、討論に入りますが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第96号「岩倉市特別職の職員の給料に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第96号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第97号「岩倉市職員の給料に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 平均改定率が0.3%の引き上げだということですが、そのうち若手職員の給料月額はどの程度の引き上げ率になるのか、できましたら1級から5級まで、それぞれ各級教えていただきたいと思いません。

◎秘書人事グループ長（小野 誠君） 今回行政職の給料月額平均0.3%ということで、それぞれ級ごとによって変わっておりまして、1級、主事補になりますが1.7%、2級が主事になります、こちらが1.1%、主任となります3級が0.2%、4級5級についてはほぼ改定率がないということで、これが平均の改定率が全体の0.3%ということになっておりますので、よろしくお願ひ致します。

◎委員（梶谷規子君） 先回がかなりの減額だったわけですが、今回の12月支給分で一人当たりの影響額はどれくらいになるのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 役職によって変わってきますが、全体でみると、平均で36,000円程度アップということになります。

◎委員（梶谷規子君） 平均で36,000円程度ということで、役職の人とそうじゃない人での平均というのわかりますか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） まず、勤勉手当のほうになりますが、1級が約31,000円、2級が30,000円、3級が30,000円、4級が35,000円、5級が41,000円、6級が46,000円、7級が52,000円、8級が58,000円になります。それから給料表の改定になりますが、1級が約25,000円、2級が約20,000円、3級が8,000円、その他の級についてはゼロとなっています。

◎委員（大野慎治君） 1点お聞かせください。今回の人事院勧告で若手職員30代半ば、30代、若手職員だけ0.3%の月額給料が上がるっていうんですが、どうして全体でなくて若手だけになったのか、その理由っていうのはわかりますでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 人事院勧告では民間との給料の比較をしております。今回その差で約0.3%差ができたということなんですけど、その中でも初任給と若年層の給料月額の差、これを埋めるためということになります。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結致します。

討議に入ります。お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますがいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第97号「岩倉市職員の給料に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第97号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第98号「地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 会計年度任用職員についても今回で一人当たりの12月じゃなくて、今度1月10日と言われたけど、支給分がいくら、影響額がいくらになるのか、お願いします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） まずパートタイムの会計年度任用職員なんですけど、こちらは勤務時間数によって額が変わってくるので、なかなか人によって違うものですから、額というのは出しづらいんですけど、総額を対象の人数で割ると約30,000円になります。それからフルタイムの会計年度任用職員ですが、こちらは平均で59,000円となっています。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結致します。

討議に入りますが、委員間討議はございますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討議を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

す。

議案第98号「地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第98号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。